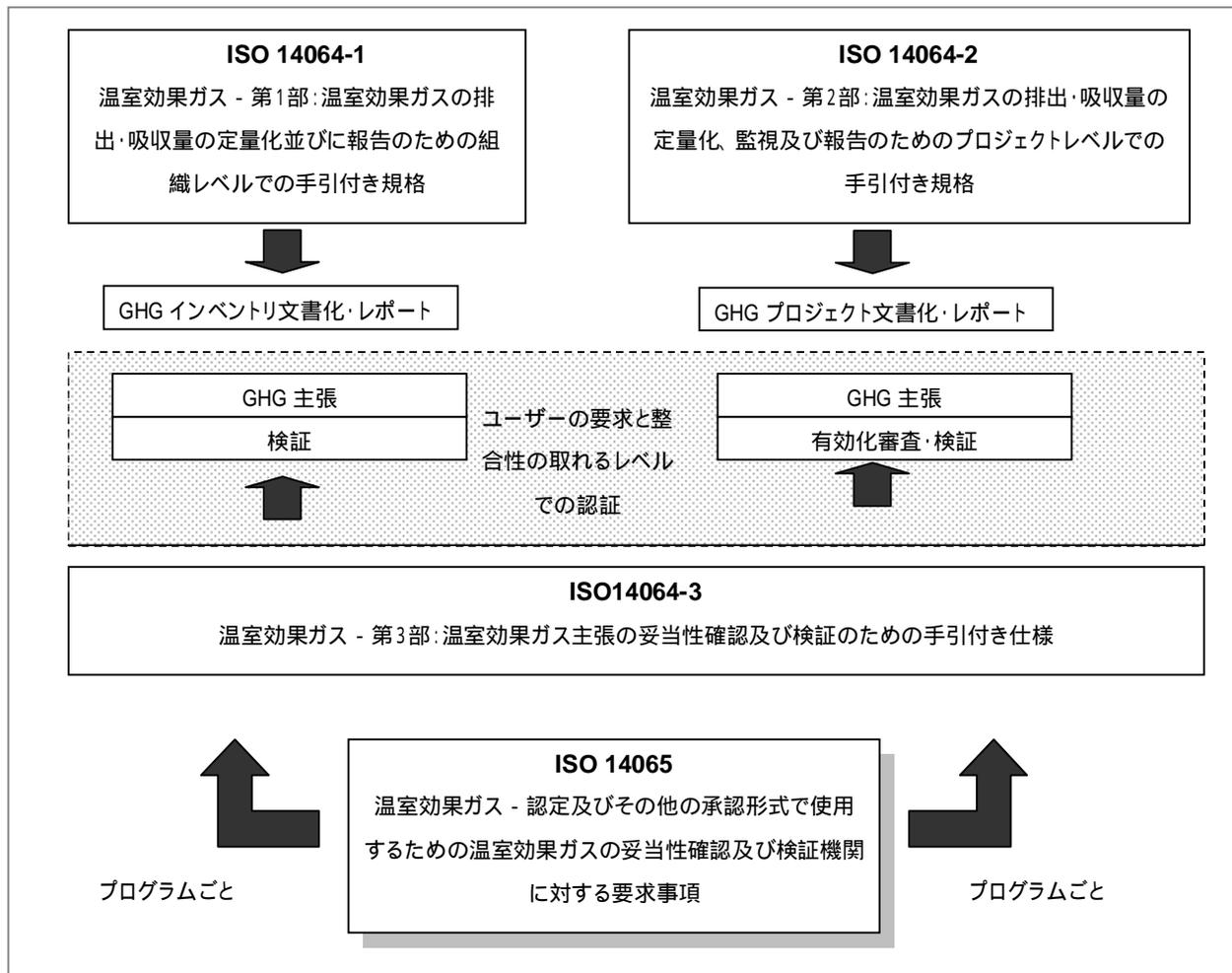


## グリーン電力の認証プロセスと ISO14064 & 14065 との整合性

### 1. 概要

ISO14064 は、組織等が温室効果ガス排出量の算定及び検証を行うための要求事項であり、パート 1「組織の排出量算定報告」、パート 2「プロジェクトの排出削減量算定報告」、パート 3「排出量検証」から成る。一方、ISO14065 は GHG 排出権の主張等の妥当性確認及び検証を行う認定機関に対する要求事項が詳しく規定されている。

両者の関係性は、図 1 に示すとおりとなる。



出典：ISO14065 First edition 2007-04-15

図1 ISO14065 の枠組み

## 2. プロジェクトの認証について (ISO14064)

ISO14064 パート 2「プロジェクトの排出削減量算定報告」は GHG 排出量の定量化の基準を述べたもの(表 1 参照)であり、これに基づいて策定された VCS のクレジットの登録・管理までの手続を図 2 に例示する。

表1 ISO14064 パート 2「プロジェクトの排出削減量算定報告」の概要

1. Scope (適用範囲)	本規格は温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトのガイダンスを提示するものである。
2. Terms and definitions(用語及び定義)	省略
3. Principles(原則)	本規格の原理原則について(妥当性、完全性、一貫性、正確性、透明性、保守性)。
4. Introduction to GHG projects(温室効果ガス削減プロジェクトについての序文)	典型的なプロジェクトの流れ、ISO14064-2 の仕様のフレームワーク、プロジェクトの流れと ISO14064 との関係について。
5. Requirements for GHG projects(温室効果ガス削減プロジェクトに対する要求事項)	一般的な要求事項、記載すべきプロジェクトの内容、温室効果ガスの排出源及び吸収源の特定、ベースラインシナリオの決定、温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定、データの品質管理、温室効果ガスのモニタリング基準や手順の設定、プロジェクトの必要書類、プロジェクトの検証と有効化審査、プロジェクトの報告について。

出典：ISO14064-2 First edition 2006-03-01

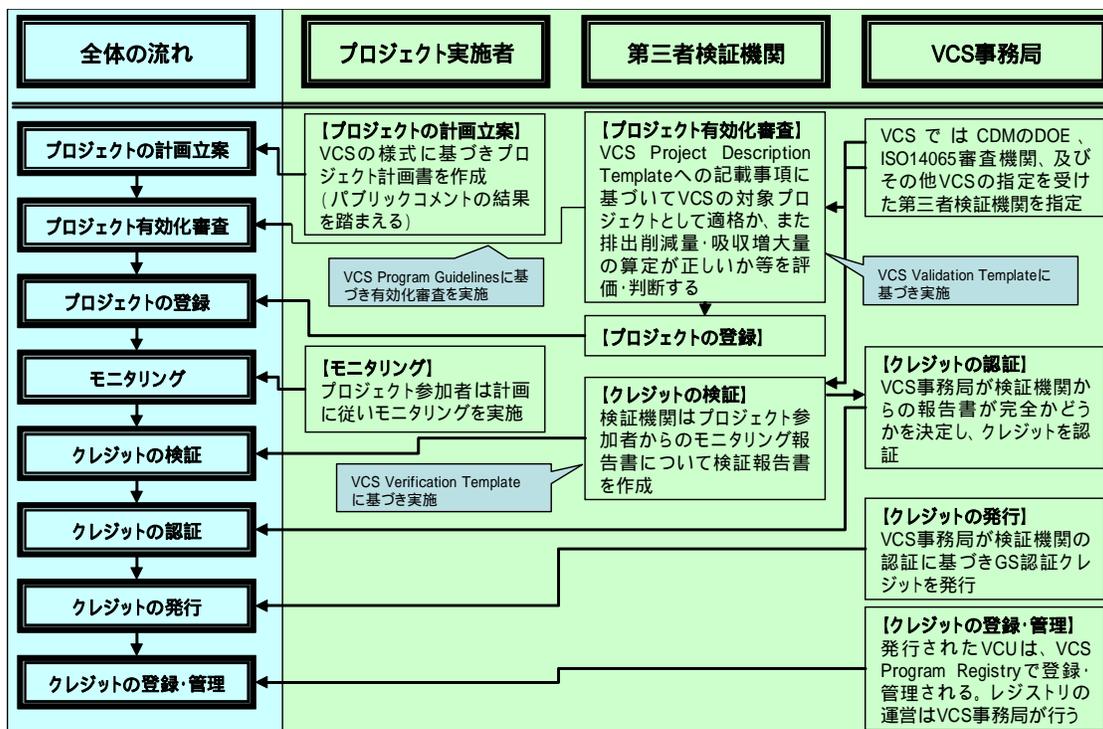


図 2. VCS 認証を受けたクレジットの発行までのフロー及びクレジットの検証・認証方法等の概要

これに対して、既存のグリーン電力証書で実施されている手続きを図3に示す。

【設備認定フロー】(プロジェクトの有効化審査に該当)

- ・ 申請書のうち、過去に類似性のある案件はグリーンエネルギー認証センター事務局で書面審査するが、審査は電気事業法関連の書類及び電力会社との契約書類を確認し、適法かの確認をしている。
- ・ また、地元説明会の文書や環境影響評価報告書を確認し、社会適合や環境適合の確認をしている。
- ・ 過去に類似性のない案件及び新規申請者については、学識者等で構成される認定・認証委員会で新基準審議及び承認を経て設備認定審議を行う。
- ・ 設備認定審査においては、計画書や設計図どおり設備が設置、運用されているかどうか確認する。グリーンエネルギー認証センターには現地調査権限も付与されている。

【電力量認証フロー】(クレジットの検証・認証に該当)

- ・ 認証センター事務局が審査を行ってグリーン電力証書を発行する権利を付与しているが、その証拠書類として実施事業者が検定済み計量器の写真をプロジェクト実施者又は申請事業者が認証センターに提出している。認証センターは、証拠書類と電力会社発行の検針表と突合して確認している。事務局チェックも複数回実施し、正確性を確保している。

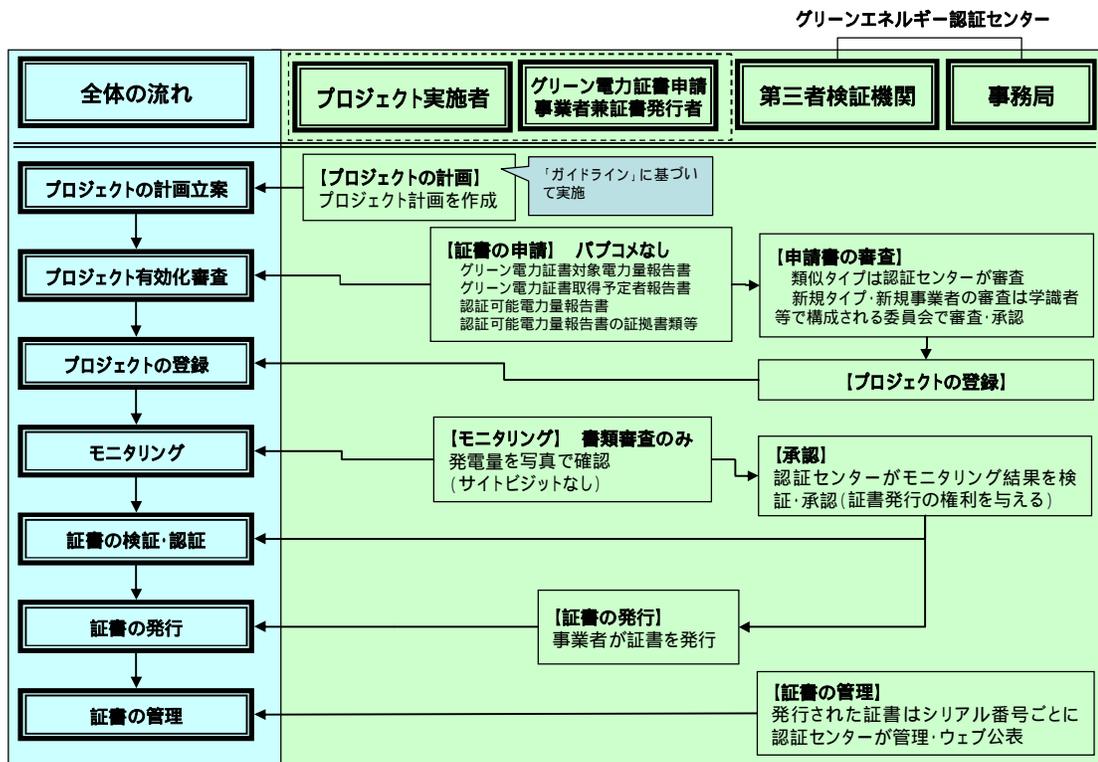


図3. グリーン電力証書発行までのフロー及び検証・認証方法等の概要

### 3. 第三者認証機関の査定について (ISO14065)

2007年4月15日に発行された、ISO14065:2007「温室効果ガス - 認定及びその他の承認形式で使用するための温室効果ガスの妥当性確認及び検証機関に対する要求事項」は温室効果ガスの妥当性確認及び検証機関が、認定等の業務に活用する規格である。

現在、認定に関する国際組織である国際認定機関フォーラム (IAF) がガイダンス文書を策定中であり、EUでは、ISO14065に基づき EU-ETS での第三者検証を行う機関に対する認定が行われる方向にある。米国では既に審査員の養成がスタートしている。日本では、IAF に日本適合性認定協会 (JAB) が参加している。

表2 ISO14065 の概要

1. Scope(適用範囲)	本規格は温暖化効果ガス算定量の有効化審査、検証をする機関に対する原則、要求を明示するものである
2. Normative references(引用規格)	省略
3. Terms and definitions(用語及び定義)	省略
4. Principles(原則)	本規格の原理原則について (公平性、期間の資格と能力、公平性、情報公開等)。
5. General requirements(一般的な要求事項)	検証もしくは有効化審査機関に要求される事柄 (合法的ステータス、法的及び契約上の関係、マネージメント、公平性の義務事項、債務と経営状況の報告義務) について。
6. Competencies(資格、能力)	検証もしくは有効化審査機関の従うべきマネージメント、人員の能力及び配置、他業者との契約、職員の記録、外注について。
7. Communication(コミュニケーションと記録)	検証もしくは有効化審査機関が顧客、当事者へ提供する情報、責任事項の情報提供、機密事項、公開情報、記録について従うべき事柄について。
8. Validation or verification process(検証もしくは有効化審査機関のプロセス)	検証もしくは有効化審査機関の過程で取るべきプロセスについて。
9. Appeals(抗議)	抗議を受けた時の為に検証もしくは有効化審査機関が準備すべき事項について。
10. Complaints(苦情)	苦情を受けた時の為に検証もしくは有効化審査機関が準備すべき事項について。
11. Special validations or verifications(検証もしくは有効化審査の特別な場合)	急な案件、または、以前行った案件に苦情、新情報があった場合の検証もしくは有効化審査機関が行うべき事柄について。
12. Management system(マネジメントシステム)	本規格の要求事項を満たすことができる文書化されたマネジメントシステムの構築、実施と維持について。

出典 : ISO14065 First edition 2007-04-15